

令和7年3月31日
環境政策部
清掃・リサイクル部

世田谷区役所廃プラスチック削減方針

1 趣旨

この方針は、海洋プラスチック問題に区民・事業者と協働して取り組む「世田谷区プラスチックスマートプロジェクト」及び「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」における区役所の率先行動を推進し、環境に配慮した持続可能な資源循環型社会の実現に向けて、区の事業運営における使い捨てプラスチックの削減及び職員や区民の意識の醸成と行動の変容を促すために考慮すべき事項を定める。

2 基本原則

- (1) 廃プラスチックの自然環境への放出量を極力減らすため、必要性の低い、使い捨て型のプラスチック製品（リサイクル可能な製品も含む）の使用を抑制する。
- (2) やむを得ずプラスチック製品を使用する場合は、①繰り返し利用が可能な製品、②再生プラスチックを使用した製品、③バイオマスプラスチックを使用した製品、の優先順で使用を検討する。
- (3) 廃プラスチックが発生した場合は、材料リサイクルまたはケミカルリサイクルによる再生利用を推進する。

3 取組み方針

(1) 区の率先行動

- ①区が開催する会議や実施する事業では、原則として「ペットボトルによる飲料提供」は行わない。会議等の参加者に対しては、「飲料容器排出削減に向け、必要に応じてマイボトルによる飲料持参を推奨する」旨を周知するよう努める。ただし、ペットボトルによる飲料提供に合理的な理由がある場合はこの限りではない。
- ②区が主催するイベントや外部のイベントに出展する区のブース等では、イベント等での配布用も含めて原則として作成、調達を控えることとし、既に保有しているものについては、プラスチック製ノベルティや、プラスチック製容器包装などの使い捨てプラスチックの使用削減に努める。

例) 食器、コップ、ストローなど

- ③その他、区の事務事業全般において、使い捨てプラスチック使用の削減に努める。

例) 窓あき封筒の窓部分を、グラシン紙（半透明な紙）等の紙製品を使用したものとする。

例) プラスチック製クリアファイルは使用できなくなるまで繰り返し使用する。

（2）職員の率先行動

①区職員は、マイバックやマイボトル、マイカップを積極的に利用し、執務する庁舎内でのペットボトルや使い捨てプラスチック製品の使用の抑制に努める。プラスチックを使用する場合は、再生プラスチックやバイオマスプラスチックを使用するように配慮する。

②廃プラスチックが発生した場合は、定められた分別方法に従い、適切な分別を行う。

例) 使用済みペットボトルは、飲み残し及び異物混入をせず、ふたとラベルをはがすなどして、適正に分別排出する。

（3）区民への普及啓発

①区は、区が主催・共催するイベントにおいて、区以外の出展者に使い捨てプラスチック製品の使用は可能な限り避けるよう呼びかけるとともに、代替品提供事業等を周知する。

②区は、区民や職員のマイボトル利用を促進するため、衛生面に配慮した上で、公共施設における給水設備の設置に努める。

③区は、公共施設に設置する自動販売機等において、ペットボトルの取扱いを可能な限り削減するよう努める。

（4）外郭団体への取組みの要請

外郭団体については、区に準じた取組みを行うよう要請する。

4 その他

本方針は、令和7年4月1日より実施する。ただし、追加の予算措置や一定の準備期間が必要な場合は、令和8年4月1日から対応を行うこととする。